

第 1 1 回

天王町・昭和町・飯田川町

合併協議会会議録

開催日 : 平成16年 2月26日

場 所 : 天王町福祉センター

第11回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成16年2月26日(木)午後2時~3時24分
2. 場 所 天王町福祉センター
3. 出席した委員等
- | | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|--|--|
| 会 長 | 石 川 光 男 | | | | |
| 第1号委員 | 千 田 鐵太郎 | 小 玉 久 男 | | | |
| 第2号委員 | 後 藤 一 志 | 堀 井 克 見 | 千 田 正 英 | | |
| | 赤 平 末次郎 | 小 林 友 明 | 大 澤 一 義 | | |
| | 門 間 英 也 | 佐 藤 正 信 | 伊 藤 栄 悦 | | |
| 第3号委員 | 佐々木 吉 男 | 三 浦 トシ子 | 鈴 木 久米雄 | | |
| | 館 岡 哲 | 淡 路 徹 | | | |
| | 伊 藤 義 弘 | 小 玉 喜久子 | | | |
| 第4号委員 | 山 口 博 司 | | | | |
4. 欠席した委員 第3号委員 南 都 武 男 鈴 木 政 亞
5. 出席した幹事等
- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|--|--|
| 幹 事 長 | 佐々木 嘉 一 | | | | |
| 副 幹 事 長 | 渡 邊 毅 | 間 杉 作 朗 | | | |
| 幹 事 | 高 橋 利 雄 | 大 越 宏 | 鈴 木 司 | | |
| | 門 間 鋼 悦 | 伊 藤 賢 志 | | | |
| | 鐙 利 行 | 千 種 肇 | | | |
| 教 育 長 | 保 坂 廣治郎 | 小 林 洋 | 菊 地 紘 | | |
| 専門部会長 | 宮 田 隆 悦 | 児 玉 俊 幸 | 山 口 義 光 | | |
| | 肥田野 耕 二 | 佐々木 博 信 | | | |
| 事 務 局 | 幸 村 公 明 | 渡 辺 雅 人 | 菅 原 龍太郎 | | |
| | 村 山 久 尚 | 他5名 | | | |
6. 協 議 案 件
- (1) 報 告
- ・報告第14号 新市名称応募結果について
- (2) 協 議
- ・協議第15号《継続協議》議会議員の定数及び任期の取扱いについて
 - ・協議第16号《継続協議》農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
 - ・協議第42号 窓口業務の取扱いについて
 - ・協議第43号 保健衛生事業の取扱いについて
 - ・協議第44号 健康づくり事業の取扱いについて
 - ・協議第45号 農林水産関係事業の取扱いについて
 - ・協議第46号 商工、観光関係事業の取扱いについて
7. 次回開催日について

【協議内容】

司 会（事務局長 幸村）

皆様、本日はお忙しい中ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

只今から第11回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。開会にあたりまして、会長であります石川天王町長から挨拶を申し上げます。

会 長（石川天王町長）

委員の皆さん、そして傍聴者の皆さん、本日は大変ご苦勞様でした。さて、前回の10回協議会におきましては、継続協議となっております議会議員の定数及び任期の取扱いに関する協議事項につきまして、各般にわたりご意見を頂きました。論点として、在任特例の適用に関し、逐条解説について活発な議論が展開されました。議会代表委員の意見と住民代表意見との間に意見の相違があり、継続協議として今回も案件として上程しておりますが、この件に関しては、前回協議会から時間的に2週間ほどしか経っていない中では、拙速は避けるべきとの考えを持っていることは、前回の協議会の際にも述べたとおりでございます。しかしながら、当案件については住民も深い関心を寄せて真意を見守っておりますことから、前向きな意見を交わしながら協議の前進を図って参りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。また、前回の協議会の中で、事務事業の協議調整の基本的な考え方を示すようにとのご意見もありましたので、この後事務局の方から説明させることにしております。1月17日、3町それぞれの知事との懇談会があり、席上知事からは3町合併の成功を大いに期待しているという激励を頂きました。本協議会には、継続協議案件2件の他に、窓口業務の取扱いや保健衛生事業の取扱い等を上程しております。いずれも、合併後の新市において住民生活に直結するものであり、よろしくご協議を賜りますようお願いを申し上げますと挨拶と致します。

司 会（事務局長 幸村）

ここで、出席委員数の報告をさせていただきます。本日は19名の委員の皆様の出席を賜っておりまして、規約第10条第1項の規定により、本会議が成立したことをご報告致します。なお、昭和町の南都委員と飯田川町の鈴木委員から欠席する旨のご連絡がありましたことを、ご報告致します。委員の皆様にはお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成するため録音をしております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

会 長（石川天王町長）

直ちに、会議録署名委員の指名を致します。本日の会議録署名委員は、会議運営規程に基づき、天王町の千田正英委員と天王町の佐々木吉男委員を指名致しますので、よろしくお願い申し上げます。

はじめに、次第の4にあります事務事業の協議調整の基本原則についてですが、事務事業すりあわせに伴う協議調整の考え方の基幹的なものを明示するよう、前回の協議会で求められておりました内容であります。それでは、事務局から説明をお願いします。

説明者（幹事長 佐々木）

協議調整事務をまとめる立場から、皆さんのお手元に配布しております事務事業のすりあわせの考え方と進め方ということで、調整マニュアルということでお配りしてありますけれども、この件については以前にも配布したと思いますが、先般第10回の協議会におきまして堀井委員から協議調整に対する基本は何かという質問がありました。そのことについて、本日の資料を添付致したも

のであります。この調整マニュアルに示しておりますことについては非常に理念的な、あるいは管理的、抽象的といえますが、ちょっと分かりづらい点がありますけれども、これに基づいて関係職員がそれぞれ念頭において調整を進めて参っております。1ページをご覧頂きたいと思えます。1ページの協議調整の基本原則というふうなことでありまして、前の文章は全文といえますか主旨であります。7項目にわたっての基本原則を定めてありまして、1つは対等、平等に努めますということであります。2つ目は3町の一体性の確保に努めます。3つ目は住民福祉向上に努めます。4つ目は負担の公平に努めます。5つ目は財政の健全化に努めます。6つ目は行政改革の推進に努めます。7つ目ですけれども、適正規模の運営に努めますというふうな7項目を念頭において、協議調整を致しております。以上の観点から今後ともよろしく願いたいと思えます。以上で終わります。

会 長（石川天王町長）

はい、分かりました。堀井委員さん何かありますか。

堀井委員（天王町）

前回の会議の席上において私共が、どのような基本的な考えを持って調整にあたり、特にそれぞれの自治体が手数料等において差異がある訳でありまして、きちんとした方針の下によるべきだということをお願いしておりました。今日、諮らずも幹事会の幹事長であります昭和の助役さんから、非常に抽象的だということの前口上で言われますと、これ以上言えない訳であります。まさしく抽象的な表現でありますね。私がやはりこだわるのは、今後の新市の建設計画あるいはまた行財政の全般にわたって、きちんとしたマニュアルというものを持っていかなければ、その都度その都度自治体の主張がぶつかり合うというふうになった場合、当然期間が限られている合併協議でありますので、そういうふうなことを乗り越えていくためにも3町それぞれがきちんとして納得のいく基準をできる限り設けながら進めていくべきだということ指摘した経緯がありますので、どうぞ一今回はかなり全般的な抽象的な表現になっておりますが、これを踏まえながらさらに機会あるごとに私共に提示を頂ければありがたいかなというふうに思えますので、よろしく願いを申し上げて発言と致します。

会 長（石川天王町長）

はい、分かりました。続きまして、報告の第14号新市名称応募結果について事務局から説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

資料の4ページをお願い致します。報告第14号新市名称応募結果についてでございます。5ページ、隣のページであります。新市名称応募結果、この応募総数は2,547でありまして、その内有効分が2,523。無効分が24となっております。有効件数の内訳としては、名称の種類が1,154種類ありまして、その種類別一覧表を次のページの6ページから載せてあります。ここには1,154の名称が挙がっている訳ですが、同じ文字でも読み方が違っていたりする場合もございます。この種類別一覧表については、3月1日発行の合併協議会だよりも掲載して参りません。以上であります。

会 長（石川天王町長）

これを持ちまして、報告を終わりたいと思えます。

続いて協議に入ります。協議第15号議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

20ページをお願い致します。協議第15号については継続協議となっております。議会議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

これも継続協議ということになっておりますが、このことについてご意見あるいはご質問等ございましたらよろしく申し上げます。

後藤委員（天王町）

定数と在任特例について、天王町では天王町特別促進委員会というものを開催しております。そこで議員全員の一つの方向というものを打ち出すことができましたので、少し時間がかかりますけれどもお話したいと思います。よろしく申し上げます。合併以前の議員は、合併直後の新市に移行する。その間、広く行財政全般にわたって具体的事務のチェックや監視、それから決定者としての役割を果たさなければその責任は非常に大きいものであるということであります。それから、合併特例法の第6条、第7条。これは議会の議員の定数に関する特例、定数特例です。並びに議会の議員の存在に関する特例、在任特例ですけれども、この規定は一定の期間従前の議員がそのまま合併後の新市の行財政運営に係わるという道を残し、いきなり減らすということではなく連続的に行政の一貫性を保つことにより、合併直後からある一定の期間は調整期間として、また、移行期間として設けられるという認識を持っています。それから合併後の、在任特例期間の一定期間は議会としての使命、議員としての職責がおおいに発揮出来るものと思います。また、新市の役所が分庁方式などによる行財政運営が、広範にわたって市民が新市に馴染むまでは時間がかかるなどあらゆる方向から想定し、市民や地域の意見が反映された行政でなければならないと考えるものであります。そういう意味でもこの期間は、市民、地域、行政、議員にとりましても誠に重要な時期ではないかと存じます。従いまして、議会は新市の発足後この移行期間にどれだけ、市民はもちろん町内会や自治会など大所高所から意見を聞き、出来るもの、出来ないものを判断し、その意見をどれだけ行政に反映させるか、市民の生活圏に見合うようなまちづくりとなっているのかなど54人体制の一定の期間である在任期間を設け、議会の使命、議員の職責を発揮しなければならないと考えます。在任特例を設ける理由としては5つにまとめております。その1つとして、新市がスタート時に新市長は不在となり、選挙期間中にももちろん移行の一定期間は議員の立場で行政に参画する必要があるということを考えてしまして、協議に携わっていく議員が引き続き在任することが望ましい。それから、合併当初に住民の混乱が生じる恐れがありますから、旧町の議員が住民とのパイプ役となりその不安を払拭する必要がある。また、在任特例の間の議員数が54人なので市民や各地域の意見が反映できる。3番として、合併前の各町の行政を熟知した現議員が合併後の新市建設計画の円滑なる実施に参画し、新しいまちづくりの進捗状況を見届けるのは現議員の責任でもある。また、合併協議会で協議確認された協定項目の推移を見守ることも必要であり、在任特例は必要である。4番目として、旧構成町村の16年度の会計は打切り決算である。この決算にかかわる予算を審査していることから在任特例は必要である。合併が17年4月1日だとするならば、新市の新予算は暫定予算や首長選挙後は本格予算となる。この予算は現議員で審議され、決算認定までの期間は1年半以上要するので在任特例は必要である。よって在任特例については、限りなく2年在任するというのが本町の議員の声がありましたが、平成18年の秋頃までと希望するものです。

次に定数について申し上げます。将来の人口、市の政策内容、変革する地方行政、隣接及び類似団体など、これらを充分考慮して設定すべきである。3町の人口は、日本統計協会が2,030年

までの推計が出されており、横ばい状態と推定している。合併後は、定数特例で一定の期間は54人体制、その後は地方分権により自己決定、自己責任のある常に変化にあわせた行財政改革がより進まれ、小さい政府として、役所が政策官庁に変わるものと思われるものであり、これらを見込んで議員定数を定めるべきである。従いまして、54人体制の移行の定数は、限りなく上限定数の26人に近い数字というものを希望するものです。その後は、人口動態や行財政能力などを視野に定数を段階的に考慮する。以上が天王町議会議員の総意であります。

会 長（石川天王町長）

今、天王町の後藤委員からは、町の特別委員会の総意として5つの理由から期間は18年の秋頃、定数については26人近いものというような提言がありましたが、これにつきまして、昭和さんや飯田川さんの議会の方々のご意見を少し拝聴したいのですがいかがでしょうか。

赤平委員（昭和町）

昭和町の赤平です。只今、天王の後藤委員から発言がございましたけれども、確におっしゃるとおりでございます。ただし、新市の建設ということに関してものを言えば、これは議会だけではなく行政、議会、住民が一体となって進めていかなければいけないまちづくりでございます。そういう意味からいって、住民代表の方達のご意見も十二分に拝聴しなければいけない。この協議会において然るべく調整を、私はしていきたいと思っております。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

ありがとうございました。飯田川さんの方は。

佐藤委員（飯田川町）

佐藤でございます。うちのほうは、先般2月の第10回目の合併協議会の報告を特別委員会で行いました。それで私は、第9回、第10回においてもうちの方の状況を申し上げました。その際天王さんと昭和さんの方は、まだまとまっていないという報告を受けております。それで、うちの方でもその状況を把握できなかった訳ですから、先般の報告会ではなお流動的でまだ一線に絞っておりません。今日の報告を賜りながら、再度検討委員会で協議するという結果になってございます。

会 長（石川天王町長）

議会代表、天王、昭和、飯田川さんの考えをお聞き致しました。これにつきまして、全般的にご意見をお願いしたいと思います。

鈴木委員（天王町）

天王町の鈴木でございます。今、それぞれの議員の立場ということでご発言があったようでございますが、この案件そのものについて最初から議員代表と住民代表というものが分かれたような、対立のような構図で議論されているのは少し不自然だと、これまでの経緯を見ても私は思ってきました。ところで今、赤平委員のほうからの話を聞いて非常に説得力のある話だと。要するにここで話合われることは、なんといっても住民の合意を得られる内容、住民の納得のいく結果を出すということが第一ではないのかなというふうに思っております。そういう対立の構図ということではなくて、やはり議員の重みなりその特例の必要性というものをお互いに理解しながら、なおそれと同時に今大事に考えなければいけないのは、なぜ合併をしなければいけないのか、苦渋の選択をして過去の自分のそれぞれの町名を捨て、そして新しい町づくりをどうしてつくっていくのか、なぜ合併なのかということと、今の合併の必要度、緊急度というのはどのようなものなのかと私共は思っております。私共が理解する範囲では、要するにもう避けて通れない、待たないというふうなことで、やはり苦渋の選択をせざるを得ないという原点に立って進めているということですから、

まず合併の目的というものは色々あるだろうし、課題も色々あると思いますが、そういう点では必ずしも財政ではないけれども、そうは言っても財政なのかなというふうな感じも致します。そういうところから一つ、具体的に16年度の予算編成に当たって、それぞれの町長さんからこの1年間でどれ位の財政の変化があったのか、ご紹介を頂ければこの協議の参考になるのかなというふうに思います。

会 長（石川天王町長）

今、鈴木委員からはそれぞれ3町の財政ということですが、この定数と議員については最も関わりがある問題だと思いますが、ここで3町それぞれの財政状況をお話しても、この議員定数と任期については直接論議にするものかなという私個人の考えですが、昭和さん、飯田川さんの副会長さんはどう考えますか。

副会長（千田昭和町長）

鈴木委員さんのおっしゃることは、いわゆるこの合併にあたって財政的効率というものは十分に配慮して、行財政改革が大きな基本の中にあるという意味あいだと思います。従って3町それぞれの財政内容というものは、今年は新聞紙上を見て皆さんお分かりのように、大変な状況であることは間違いありません。これはもう谷底に背中から押された、本当に総務省を恨んでも恨んでもしょうがないというふうな状況なのが、今年の地方交付税の在り方、財政特例債の在り方ではなかったのかなというふうに思います。それと合併の任期の問題も、町民の皆さんの立場からすれば新聞紙上でもどこにでもありますから、当然のこのようにある訳ですけれども、また、議員の立場というものも尊重しながら、私はここでやはりある程度の調整をしながら協議をしていくと、在任特例を全然認めないということになりますと、これも色々な議員の立場というものがありますから、それをやはり調整して落ち着けるところに落ち着けていくという方向が望ましいのではないのかなという、私個人の意見でありますけれども、以上であります。

会 長（石川天王町長）

財政については厳しいということだけを申し上げるものですね。

副会長（小玉飯田川町長）

飯田川の小玉でございます。今3町長からご意見を拝聴したいという、このような鈴木委員の発言でございますけれども、一言で言いますと昭和の千田町長さんがおっしゃったこの通りだと思います。私共、この首長として町の運営、それから町民に対する考えかた、これは日進月歩でございます。その中でご案内の通り交付税の削減、補助金の削減。まさに昔は、真綿に首を絞められたというような表現をしていた訳ですけれども、現在に至ってはワイヤーで首を絞められたような状況でございます。その中でどうして合併を進めていくのか。それから財政だけではございません。あらゆる角度から、将来性のある3町の湖南地域。やはり将来は素晴らしい地域づくりが出来るのだろうという考え方から今まで進めて参った訳でございます。その中で、この先生方の任期それから定数でございます。これは私はやはり、それなりの両方の主張する意見というものを非常に正しいと思っております。そういうことで、ちょっと開きがあるようでございますから、議員の方々と町民代表の方々がもう少しすり合わせする時間がないといけない。議論は結構です。色々な角度から住民の立場を考え、そして議員の立場を考えて、いくら議論をしても多少長くかかることは、やはり重要な問題ですから住民が理解して頂けるというところまで腹を割って議論をすべきである。私はそう思っております。

会 長（石川天王町長）

今、財政のことでお話がありましたけれども、これは3町それぞれの3月定例議会で3町それぞれの町長の施政方針に色々かかると思いますので、その時点で皆さんに読んで頂ければ財政の掌握ができると思いますので。

鈴木委員（天王町）

大変どうもありがとうございました。私は直接そのことで判断をするとかではなくて、合併そのものの一番大事なのは、新しい町づくりをどのようなコストの中で最大の効果を表していくのかということを見ると、やはりこれは全然関係のない話ではないのではないのかと。そういうふうなことでお話を伺いましたので、大変ありがとうございました。

会 長（石川天王町長）

その他にご意見ありますでしょうか。はい、どうぞ。

千田委員（天王町）

先程、昭和の赤平議員から、あくまでも行政、民間、そして議会側からの意見を尊重しながらこの話は進めていかなければいけないという提案がございました。私も全くそのとおりだと思います。例えば、一方的に民間の意見を吸い上げるとかではなく、先程千田副会長さんもおっしゃいましたように、これはやはり調整が必要ではないかというようなご意見もありました。その際、調整して頂く場合には私の希望として、地域の住民の声を行政に反映するために、議員定数及び在任の特例法を十分に最大限活かしていきたいという希望をお願いしたいと思います。

会 長（石川天王町長）

はい、どうぞ。

堀井委員（天王町）

もちろん総論においては大変立派な意見でありまして、私も全く同感であります。ただ気になったことは、対立の構図という表現がちょっとありましたが、私は対立の構図には全く至っていないと思います。やはり、歴史の節目に値するほどの変化が今ある訳ですから、必要なプロセスとして町民代表の声があり、私共議会代表の声がある。ごく自然な姿である。ただ、成熟していない段階ですから、ややもするとそういう受け止め方をされるのかなと思います。前回あたりから本格的な協議が始まったなという印象を持っていますが、まさしく法治国家として合併特例というものが公布されております。その中で私共は6条7条という法律の精神にのっとり、逐条解説も前回とくと頂きました。そしてまた、運用においても頂きました。住民の意向というものを十分に配慮されながら、なおかつ議会の在任期間などにも配慮を入れて調整しなさいと。まさしくこれ以外の道はない訳でありまして、私共は前段の前々位は住民の代表の皆さんが、短ければ短い方がいいだとか、少なければ少ない方というような論点でありましたが、そうではありませんと。議会制民主主義として20年30年というスパンにたって、議会というものは物事を考えていかなければならないということ、今私共の後藤委員が代表しておっしゃった訳でありまして、これを無理無理通すなんてことはしません。議会議員として、当然このような天王町議会としての集約をさせて頂いたと。これをまたベースにして大いに皆さんから賢明な意見を頂きたいということでありますから、どうぞ一つ会長におかれまして、十分に参酌、配慮を頂きながらこの後の会議を進めて頂きたいということ、心から望みたいと思います。以上です。

会 長（石川天王町長）

鈴木委員の対立の構図というのは、本心はそうではなくて、そういう見方がされているというような心境を言ったと思いますので、今堀井さんがおっしゃっているとおりだと思いますよ。

その他にはないでしょうか。

伊藤（義）委員（飯田川町）

飯田川の伊藤でございます。ようやく第7回の昭和町さんでの協議会からこの定数につきまして、議員の特例につきまして協議して来ましたが、先回すばらしい勉強会をさせて頂きまして、ようやく議員さんの明確な一つのお話し合いが出てきたというふうに思っております。まさしく堀井議員さんがおっしゃるとおり、前回本論に入ったというふうに思います。決め方につきましては、赤平議長さんがおっしゃるとおり、当然として協議会それから議会、住民という形で物事進めていくのは当たり前の話だと思っておりますが、我々住民代表と致しましては色々私も昭和町の段階で、昭和町さんの住民代表の方々も何回か住民代表の意見として色々述べてきている。そういった流れの中で、我々もまた住民の意見を色々な形で酌んで参りましたし、咀嚼もしております。そういった中で一つ、具体的に議員さんのお話も出ましたが、またこの流れの中で私方がちょっと住民さんとの対話、意見の交流の中でつかんでいる考え方をご紹介したいと思っております。もう一つは、私も最初は特例法云々よりも議員数を早く決めたいほうがよろしいのかなと思っておりましたけれども、とりあえずこの議員定数につきましてお話を致しますと、今は平成の大合併でございます。歴史に残る合併としましては、昭和の大合併がある訳ですけども、今私共が色々調べている中で、平成の大合併のこの時代の中ではある一定の各市町村の横並びとかそういったものを平成の大合併の中では見ていかなければならないというふうに思っております。そうしますと、先程26人にしたいというお話がありましたが、私共住民と致しましてはこういった各市町村の横並びも見ながら定数を定めるべきだろうというふうに思います。今、燃えております大仙市のような形も非常に話題になっている中ですから、一つはこの定数につきましてもそういった横並びを考えますと、私共としましては今2,000人に1人というようなことが平成の合併の議員定数に近いのかなと思っております。後もう一つ特例法につきましては、もう何回も私共は申し上げております。1年以内というのが私共住民の一般的な意見でございまして、本来であれば特例法なしというのが住民の意見であります。先回も6ヶ月だとかというお話がありましたが、多くとも1年以内というのが私共住民の意見としてここで述べさせて頂きたいと思っております。以上です。

会 長（石川天王町長）

その他にないでしょうか。

淡路委員（昭和町）

昭和の淡路です。この本協議会で、この後おそらく新市の建設計画並びに財政計画が提案され、また最終的に合併前の協議の中で確認して新市の合併という方向になるものだと思いますが、そういった意味で新市の計画、財政計画が今後適切に行われることを切に望みます。先程、鈴木委員、飯田川の伊藤委員からもお話がありました。定数の件に関しては、やはり新市になる訳でありますから、他の新市をよく参酌して、現状がどうであるかということはこの本協議会の中でその資料をぜひ事務局のほうからご提出頂きながら、議員委員のみなさんの、今の天王さんのお話によりまして26名という意見がございましたけれども、26名だと新市の人口は横ばいというお話もございました。そういった意味では26名の場合1議員あたり1,374になると思います。計算が間違っていなければ、若干の間違いは後で訂正したいと思っておりますが、そういった意味では伊藤委員からお話があった、1議員あたり2,000人、3,000人というのが合併して新しくできる他の市であります。そういったこともぜひ参考にしていきたいと思っておりますので、どうか事務局のほうから、資料を作成できるのであればこの協議会にご提案願いたいと思っております。

会 長（石川天王町長）

前に、先例地として美郷町とか法定協議会の、あれは出ているのではないでしたか。任期も定数も出ているはずですけども。

淡路委員（昭和町）

会長、よろしいでしょうか。新しくできる市のです。県内の先進事例もおありだと思いますので、そこら辺のところを新しい資料としてご提案できないものかというお願いであります。

会 長（石川天王町長）

よろしいですね、事務局。新しい市といっても、美郷町とか大仙とかは今法定協議会で協議中の資料は、確か4つ位出ているはずですので、もう1度ご確認願えませんか。

その他にはないでしょうか。

鈴木委員（天王町）

天王町の鈴木であります、大変権威のある会議ですから言葉のやり取りとは大変難しいなど。先程議長であります会長のほうから補足して頂いておりますが、そんなこと等で前回もそう言われましたし、今回もまた期せずして同じことを言われたので、ちょっと私の方からも真意でないようなところがありますので発言させて頂きます。いわゆるその少なければ少ないほどいい、短ければ短いほどいいという言葉じりというのは、非常に私の舌足らずな面があったのかと思いますが、決してそうではなくてきちんとした論となる根拠がある訳でありますから、一言だけ言わせてもらいたいのですが、今資料の話とかもあったのですが、私共4回にわたって資料の中に参考資料というものが出されております。そしてその中でその原案そのものが定数にして言いますと26名。しかし、そういう26名を限度にしてどうかという話を今はたたき台にしている訳です。そういうところから見ますと、色々と言われた人口割りの支持も出ている訳であります。そういう数字に基づいて少なければと。この法定で決められたとおりにいっていることはそんなにない訳であります。この事例を見れば分かるように。そういった意味で、それでよければ少ない方にこしたことはないのかなといったことで、少なければ少ないほどいいという、その乱暴で非常識なように受け止められておりますがそうではないということ。それから在任期間のこともそうですが、この資料の中にも5例ほどありますが、6ヶ月というのが2ヶ所、7ヶ月というのが2ヶ所、11ヶ月というのが1ヶ所あります。こういった他の、私たちと同じような環境の中で一生懸命頑張っている事例をここに出しております。それは、これらも参考にして色々話し合いを深めていきたいと思います。こんなことを私共は参考にして、そういうところがあるとすればそれもまた真剣に考えているところの先進地事例だと。県内のですよ。そんな事等で私は、これもまた2年というその在任特例のある最大から見ると、こういうふうな生きた事例があるとすればそれらも参考にすべきではないのかなという発言をしている訳ですから、短ければ短いほどいいというふうなこととか、少なければ少ない方がいいというふうな受け止め方をされていることに、一言説明をさせていただきます。

会 長（石川天王町長）

その他にはないでしょうか。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それではですね、今天王町議会のたたき台といいますか、そういうものが出ました。昭和の赤平議長さんがいみじくもおっしゃいましたが、これをベースとして町民代表のベースも新市のベース

として調整していかなければいけないという発言でしたが、私もそう思います。昭和の町長さんも言っていたが、これから調整に入っていくということで、今日の案件については継続協議としたいと思いますがいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、15号については継続協議と決まりました。

続きまして、協議第16号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

26ページをお願い致します。協議第16号につきましては、継続協議となっております農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

これについても、いわゆる議員の定数と任期とが密接な関係があるという、前回のご意見がありまして、これも継続協議と致したいのですがよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、協議第16号も継続協議となりました。

次に、協議第42号窓口業務の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは、31ページをお願い致します。窓口業務の取扱いについて、次のとおり提案する。各庁舎に総合窓口センターを設置し、住民サービスの向上に努めるものとするという調整内容でございます。それでは32ページをお願い致します。3町の窓口業務の受付内容につきましては、3町の現況を記載してございます。庁舎の利用方法につきましては、合併時は3町の庁舎に行政機能を振り分ける分庁方式とすることが確認されております。そこで各庁舎に総合窓口センターを設置し、住民サービスの向上に努めるものと致します。平日の時間外の、毎週水曜日の午後7時までの対応につきましては継続していくという判断ではありますが、どのような形で開設していくかにつきましては、組織機構との関係がございましたので閉庁日の対応と含めて合併時まで調整していくということでございます。なお天王町追分出張所は現行のとおり窓口業務を対応していくということでございます。33ページをお願い致します。上から3番目の住民基本台帳の閲覧につきましては、昭和町、飯田川町の例により、月曜日より金曜日まで対応して参るという調整内容でございます。なお、年末年始の閉庁日につきましては、この次の協議会に上程する予定となっております。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

このことについて、ご意見ありましたらお願いします。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、協議第42号窓口業務の取扱いについては、原案のとおり確認してよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは確認致します。今日の確認月日をご記入頂きたいと思います。

続きまして、協議第43号保健衛生事業の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

34ページをお願い致します。協議第43号でございます。保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1．母子保健事業の幼児検診については、現行のとおり実施し、実施回数等については合併時まで調整する。乳児検診の対象月齢は昭和町の例による。また、妊婦検診については、天王町・昭和町の例による。2．予防接種事業については、現行のとおり実施し、実施回数等については合併時まで調整する。3．結核予防事業については、現行のとおりとする。4．老人保健事業については、対象者、実施方法及び自己負担額を合併時に再編する。5．機能訓練事業については、介護保険サービス・介護予防事業で対応し、合併時に廃止するという調整内容でございます。

それでは、35ページをお願い致します。母子保健事業のうち幼児健康診査について記入してございます。集団健康診査、健診事後指導、1歳6ヶ月児歯科検診、2歳児歯科検診、3歳児歯科健診につきましては現行のとおり実施し、実施回数等につきましては組織機構等の関係がございましたので合併時まで調整するものであります。乳児健康診査の対象月齢は、昭和町の例により4ヶ月児、7ヶ月児、10ヶ月児を対象として実施いたします。実施回数につきましては合併時まで調整致します。36ページをお願い致します。また妊婦健診につきましては、天王町、昭和町の例により実施していくものであります。37ページをお願い致します。予防接種事業につきましては、三種混合、日本脳炎、麻疹、風疹、ポリオ、ツベルクリン反応検査・BCG、二種混合、インフルエンザがございまして現行のとおり実施し、集団接種の実施回数等については、合併時まで調整するものであります。38ページをお願い致します。結核予防事業につきましては、現行のとおり引き続き行っていくものであります。なお委託先の検診料金は同一でございますので、このまま引き続き委託していくものであります。次に老人保健事業に関することと致しまして、各種健康診査でございます。まず基本健康診査でございますが、調整方針は対象年齢を30歳以上とし、受診者の個人負担金につきましては1,000円とするものでございます。次から、胃ガン検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診・卵巣がん検診、次のページの乳がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診の対象年齢、受診者の個人負担金等の具体的な調整案につきましては右側に記載してございます。次の健康手帳交付につきましては現行のとおり交付するものであります。次の機能訓練事業、リハビリ学級につきましては、介護保険サービス、介護予防事業で対応し、合併時には老人保健事業では廃止するものであります。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

只今説明がありましたこのことについて、ご意見がありましたらお願いします。

堀井委員（天王町）

内容については、この保健衛生事業全般に及ぶものなのかわかりませんが、どのように解釈すればいいのか。前の会議でもこの種の疑問はあったのですが、現行のとおり実施していく、そして合併時まで調整する。これは調整案としてこういう文言に出てくるということは、最終的に調整され決定されたものはどの期間で確認するといいますか、決定されていくのですか。調整案を調整案として決定していくというような、屋上屋のような感じの会議になりやしないかと。大変素朴な

質問でありますけれども、その点はどのように考えているのですか。これはどのように解釈すればいいのですか。

会 長（石川天王町長）

前日も、この調整ということのご質問、ご意見がありましたので、今、合併だよりで合併協議によく出てくる調整とはというようなことで綴りがありますので、少し休憩してコピーして皆さんに配布しますので。暫時休憩致します。

会 長（石川天王町長）

暫時休憩（ 14 : 55 ）

会議再開（ 15 : 02 ）

会 長（石川天王町長）

合併協議によく出てくる調整について、事務局から説明をお願い致します。

説明者（事務局長補佐 菅原）

只今、合併協議会だよりの中に書かれました資料を配りましたので、ちょっと説明したいと思います。合併協議によく出てくる調整とはということで、合併協議会に提案される協議案件は、合併した場合に住民生活に影響するものすべてを洗い出し協議していくことを基本としています。従って税金や水道料金など住民生活に直結するものは、合併後どうなるのかを明示して調整しますが、今回協議会に提案した公共的団体等の取扱いのように、例えば体育協会や婦人会などは、それぞれが自主的な活動をしているものに対して行政側から強制的に、町が合併したから統合しなさいということができません。そのような場合に、統合できるよう調整に努めるや、統合が進められるよう調整に努めるといった調整案になります。また、細かい内容を合併協議会ですべて決定するには、時間的にも難しいところがあります。調整には2種類の意味があります。住民生活に直結するような項目は、具体的な内容まで確認します。もう1つは、調整に時間を要する項目や行政が直結実施していない項目は、調整の方向性のみをこの協議会で確認するものであります。細かい点につきましては、調整がつき次第、いわゆる合併時まで調整するとかという言葉がありますが、それは合併協議会へ報告し、住民の皆さんには協議会だよりや3町広報でお知らせするということが基本という調整内容でございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

いいですか。それではその他にご意見はないでしょうか。

淡路委員（昭和町）

昭和の淡路です。この協議案件の4項目の、老人保健事業についての部分で、実施方法及び自己負担額を合併時に再編するという表現が出ていますが、例えば老人保健事業の細かな部分で見ますと、胃がん検診のところでは天王町さんの場合は老人保健事業として町民税非課税世帯は無料となっております。昭和、飯田川両町の場合は70歳以上、福祉医療受給者、町民税非課税世帯は無料という表現になっているのですが、いわゆる再編するというのはどういったものか、もう少し具体的に事務局の方から説明を頂きたいのですが。同時に、保健事業の中で年齢を設けない事業も対象になっているものなのかどうかを確認したいと思います。

会 長（石川天王町長）

はい、どうぞ。

説明者（事務局長補佐 菅原）

まず、再編の言葉の意味を説明したいと思います。次に具体的な内容については福祉部長さんの

方から説明をして頂きたいと思います。まず再編という言葉でございますが、基本的に3町間で色々な制度がございます。その3町間で違う場合においては、構成団体の制度や仕組みを改編致しまして、新市において新しいものを作る場合を再編という言葉で表現しております。従って、例えば天王町の制度によるというのは、天王町の制度を昭和町、飯田川町にも広げてそれを新市において適用するという意味でございます。それで再編というのは、3町の制度の色々なところをとりまして構築すると。簡単に言うところの内容でございます。それでは内容を説明したいと思います。

説明者（専門部会：福祉部会長 児玉）

福祉部会の児玉でございます。老人保健事業につきまして、先程町民税の非課税世帯が天王町は無料ということで、昭和町、飯田川町については70歳以上、福祉医療受給者、町民税非課税世帯は無料というようなことございました。それにつきまして、調整内容としましては70歳以上でも所得のある方についてはやはり貰った方がいいのではないかとということから、町民税非課税世帯というような調整をするということで今回福祉部会の方では調整をしているということでございます。以上です。

会 長（石川天王町長）

淡路委員さん、いいですか。

淡路委員（昭和町）

はい。

会 長（石川天王町長）

その他にはないでしょうか。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、協議第43号の保健衛生事業の取扱いについては、原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、原案のとおり確認致しました。今日の月日をご記入願います。

続きまして、協議第44号健康づくり事業の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

40ページをお願い致します。協議第44号健康づくり事業の取扱いについて。健康づくり事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1.健康まつりについては、新市のイベントに併せて実施する。2.各種団体（地区組織）については、当面現行のとおりとし、それぞれの実情を尊重しながら、新市において組織づくりができるように調整に努める。3.健康づくり教室等については、合併時まで調整し、統一して実施するという調整内容でございます。それでは41ページでございます。健康まつり事業については現在2町で実施しておりますが、新市におきましては、文化祭等各種イベントに併せて実施するという内容でございます。各種団体の健康推進員、食生活改善推進員、愛育班連絡会、結核予防婦人会の活動内容につきましては3町の現況を記載してございます。これらの各種団体の組織につきましては、当面現行のとおりとし、それぞれの実情を尊重しながら、新市において活動内容に合わせた組織づくりができるように調整に努めるということでございます。次の健康づくり教室等につきましては、3町の現在行っております健康づくり教室等につい

て記載してございます。これらを合併時まで調整し統一して新市において実施して行くものであります。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

只今ご説明したことについて、ご質問ございましたらお願いします。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

なしという声がありますので、この協議第44号については、原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、原案のとおり決定致しました。確認月日のご記入して下さい。

続きまして、協議第45号農林水産関係事業の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは、42ページをお願い致します。協議第45号、農林水産関係事業の取扱いについてでございます。農林水産関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1. 農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンについては、新市において新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を運用する。2. 生産目標数量配分等については、新市において調整する。3. その他の農業関係事業については、次のとおり実施するものとする。(1) 国・県補助事業については、新市においても引き続き実施する。(2) 町単独事業及び補助金については、従来からの経緯、実情に配慮しつつ新市において調整する。4. 農業関係協議会等については、それぞれの実情を尊重しながら調整に努める。5. 農村環境計画、森林整備計画については、新市において新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。6. 土地改良関係事業、林業、漁業については、次のとおり実施するものとする。(1) 県営土地改良事業については、新市においても引き続き実施する。(2) 国・県補助事業については、新市においても引き続き実施する。(3) 町単独事業については、従来からの経緯、実情に配慮しつつ新市において調整するという調整内容でございます。43ページをお願い致します。農業の振興をはかるため、3町におきまして、農業振興地域整備計画を策定しております。この計画は新市において新たに作成するものでございますが、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用するものでございます。次の地域水田農業ビジョンでございますが、この計画は新たな米政策において、地域における米及び米以外の作物の栽培・販売戦略、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした計画であります。新市において新たに作成するものでございますが、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用するものでございます。44ページをお願い致します。水田の生産目標数量配分につきましては、平成16年度の生産目標数量が現況のとおり配分されております。3町の基準反収による米の作付け面積(ガイドライン)の割合が違っておりますので、すぐには統一できない訳でございますので、新市において調整するということでございます。生産調整推進対策として国より水田農業構造改革交付金が交付されますが新市においても引き続き実施していくという調整内容でございます。それとともに農業経営改善支援活動も積極的に実施していくという調整内容でございます。次に、中山間地域等直接支払交付金制度でございます。この事業は国・県の補助事業で現在昭和町と飯田川町が交付対象となっておりますけれども、これにつきましても、引き続き実施するとしております。

45ページをお願い致します。県補助事業としてのあなたと地域の農業夢プラン応援事業があります。これは農協等がリ・スする農作業用機械や、施設の導入経費等に対し助成する制度ですので新市においても引き続き実施していくものであります。病虫害防除事業に関する事と致しまして、水稲・大豆の共同防除事業がございます。共同防除につきましては、行政、それから農協、農業共済組合で組織する団体が実施主体となっているところでございます。それぞれの町の実情に即しまして無人ヘリ、あるいは有人ヘリによる空中散布、自走式動力散布機による共同防除を実施してあるところでございます。合併後は従来からの経緯、実情に配慮しつつ共同防除の方法、実施主体について、新市において調整するというところでございます。46ページをお願い致します。認定農業者連絡協議会につきましては、それぞれの実情を尊重しながら調整に努めるという調整内容でございます。また廃プラ等適正処理協議会につきましては構成町村との関係がございますので、それぞれの実情を尊重しながら調整に努めるというところでございます。土地改良事業の基本となります農村環境計画及び田園環境マスタープランは環境に配慮した農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資することを目的とするものですが新市において新たに策定するものであります。なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を運用するものであります。次に現在3町において実施されております各種県営土地改良事業につきましては、新市においても引き続き事業を実施するよう県と調整作業を進めていきたいと考えております。47ページをお願い致します。林業に関するところでございます。伐採、造林、保育その他の森林整備等の町内民有林の計画的な推進を図る事を目的とする森林整備計画は新市において新たに作成するものであります。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用するものであります。つぎに林業振興事業として、森林所有者等による森林施業に必要な地域活動に対して支援する森林整備地域活動支援交付金制度と松くい虫防除対策事業につきましては新市においても、引き続き実施するものであります。県補助につきましても新市においても調整し実施するものであります。48ページをお願い致します。漁業振興事業と致しまして、内水面の補助事業として3町で行っておりますわかさぎ卵放流事業と外水面の補助事業としてクルマエビ・ガザミ種苗放流事業をおこなっております。これらにつきましては、従来からの経緯、実情に配慮しつつ新市において調整するという調整内容であります。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

今説明したことについて、ご意見ありましたらお願いします。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようですので、協議第45号については原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは決定となりました。確認月日をご記入下さい。

続きまして、協議第46号商工、観光関係事業の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

49ページをお願い致します。協議第46号商工、観光関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1. 中小企業に対する融資については、合併時にまでに調整する。2. 工場誘致に係る奨励措置については、昭和町の例による。ただし、優遇措置については、新市において調整する。なお、合併時において奨励措置を受けているものについては、その現行の制度を適用する。3. 観

光施設の管理運営については、現行のとおりとし、八郎潟ハイツについては合併時までには調整する。

4. 各種の観光イベントについては、主催団体と協議し、新市においても継続実施するという調整内容でございます。それでは、50ページをお願い致します。中小企業事業に対する資金融資は3町ともに中小企業振興資金を有しております。これは町独自の制度資金でございます。預託金などの程度確保できるかにもよりますが、中小企業振興資金融資等に係る実施要領は合併時までには調整するという内容です。制度の内容で差異のある部分がございますが、その部分につきましては、具体的調整内容に記述してあるとおり、保証限度額は700万円以内とする、保証期間は7年以内とするという調整案でございます。51ページをお願い致します。工場誘致に関する奨励措置に関するものでございます。3町におきましては、雇用の場の確保等を目的として企業誘致に取り組んでおりまして、各種の奨励措置を講じているところでございます。進出する企業に対しまして、固定資産税などの課税免除、あるいは奨励金の交付等といったことを行っております。どのような措置を講じているかの3町の現状を記載してございます。これらについては新市においては、昭和町の例により実施するという調整内容でございますが、ただし、優遇措置につきましては、新市において調整するということでございます。なお、合併時において、奨励措置を受けているものについては、その現行の制度を適用するとしてございます。次の観光施設管理運営につきましては、現行のどおり管理運営をおこなうものでございますが、八郎潟ハイツにつきましては、飯田川町で購入したばかりで今後、運営体制が確立されることとなりますので、合併時までには調整するという内容でございます。次に観光イベントにつきましては、今後主催団体と協議致しまして、新市においても継続実施するという調整内容でございます。以上であります。

会 長（石川天王町長）

只今説明したことについて、ご意見ありましたらお願いします。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは意見がないようでございますので、協議第46号については原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、決定致しました。確認月日をお願いします。

後は、6の次回の開催日についてを議題と致します。事務局から説明をして下さい。

説明者（事務局長 幸村）

52ページをお願い致します。次回開催日についてであります。第12回合併協議会の開催日については、3月26日飯田川町公民館において開催致します。以上です。

会 長（石川天王町長）

このことについては異議ありませんね。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それではそのように決定致しました。

佐藤委員（飯田川町）

現在、合併協議会事務局から毎月合併協議会だよりというものを発行して頂いております。これは改めて申し上げるまでもないのですが、住民に対するこの会議の情報提供ということでは、大変

意義のある広報だと私は思っております。そこで、住民が最も関心を持っている協議事項について、例えば今日のような在任あるいは定数というような協議の経過を住民の方々にお知らせして理解を得るような内容のものを掲載して頂ければということでございます。それともう一つは、この協議の際に色々な数字的なデータというものも併せて検討してもらいたい。例えば、確か昭和の淡路さんから、この前のこの協議会で今話題になっている議員の報酬の額はどの位になるのかという発言がありました。そういった関係の参考データというものを今度検討して頂いて、我々に提供して頂ければ大変我々も同僚議員の会議の際に説明が大変良いし、また冒頭に申し上げました内容について、やはり住民がどういう問題を議論されているのかということ、その広報を活用して提供して頂ければ大変理解を得る機会というか、住民に対するアピールというかを理解してもらえないのかなと考えまして、大変難儀をかけますけれども、何とかそこら辺を検討して頂きたいものだと、こういうことです。

会 長（石川天王町長）

この後、副会長とよく相談しながら、佐藤委員の意に添うような形で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、予定された次第はすべて終了致しました。今日は天王町議会から、たたき台といいますが具体の数字が出ましたので、この後議員の定数と任期についてはどんどん調整していかなければいけないと思っておりますので、この後も一つお願いを申し上げて本日の会議は終わります。ありがとうございました。